

介護サービス事業者 指定・許可申請等の手引

平成30年4月

川口市福祉部介護保険課

目 次

1.	介護保険サービスについて	1
2.	介護保険の指定事業者になるために	2
3.	介護サービス事業者の指定の流れ	7
4.	介護給付の請求について	10
5.	指定後の変更等に係る届出について	10
6.	指定の辞退について	12
7.	指定の更新について	13
8.	指定後の市からの連絡等について	14
9.	用語の定義等について	14
	・「常勤」について	
	・「専ら従事する」「専ら提供に当たる」について	
	・常勤換算方法について	
	・管理者の兼務について	
10.	問い合わせ先一覧	18

中核市 川口



2018.4.1 誕生

川口市マスコット「きゅぼらん」

1 介護保険サービスについて

川口市内において、下記の介護保険サービス事業を行い、介護報酬を受けるには、川口市の指定（許可）を受ける必要があります。

居宅サービス	地域密着型サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ (介護予防) 訪問入浴介護 ・ (介護予防) 訪問看護 ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション ・ (介護予防) 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ (介護予防) 通所リハビリテーション ・ (介護予防) 短期入所生活介護 ・ (介護予防) 短期入所療養介護 ・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・ (介護予防) 福祉用具貸与 ・ 特定 (介護予防) 福祉用具販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
介護予防・日常生活支援総合事業	居宅介護支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号訪問事業 ・ 第1号通所事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援
施設サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ・ 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 (許可) ・ 介護医療院

2 介護保険の指定事業者になるために

介護保険法にもとづく各サービスの提供を行いたい場合は、各サービス事業者に定められた基準を満たした上で、市より指定を受けなければなりません。市の指定を受けるためには、介護保険法とそれに基づく各基準や通知等による命令を遵守し(法令遵守)、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

また、都市計画法や労働基準法等、他法に抵触していないことが要件になります。

事業者の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。指定申請書は事業所ごと、サービスの種類ごとに提出していただきます。同じ事業所が、複数のサービスをまとめて申請することも可能ですが、その場合でも、サービスごとに付表と添付書類を付けて申請します。

(※ 介護予防サービスを併せて行う場合は、当該介護保険サービスと同じ申請書で構いません。また、まとめて申請する際は、一部省略出来る書類がございます。)

申請書が受理されると具体的な審査を行います。基準等を満たしている場合は、指定通知書を発行します。

なお、指定通知書は原則、再発行しませんので、取扱いには御注意ください。

(1) 法人格について

介護保険の各事業を申請するには、法人格を有する必要があります。ただし、医療系サービス(訪問看護ステーションを除く)については若干異なります。医療系サービスは、病院、診療所での開設が基本となるため、法人格の必要はありません。

※ 法人の種類によっては、事業開始に当たり、定款について所轄庁の認可(認証)が必要な場合があります。詳しくは所轄庁へお問合せください。

(2) 人員・設備基準等の準備について

申請の時点で、指定を希望する日には市条例に定める人員基準・設備基準を満たしていることが確実と見込まれることが必要です。

(3) 欠格事項について

各サービス事業に規定する欠格条項に該当していないことが条件となります。サービスごとにご確認ください。

サービス種別	根拠条文
居宅サービス	介護保険法第70条第2項各号
地域密着型サービス	介護保険法第78条の2第4項各号
居宅介護支援	介護保険法第79条第2項各号
介護予防サービス	介護保険法第115条の2第2項各号
介護予防地域密着型サービス	介護保険法第115条の12第2項各号
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険法第115条の45の5第2項
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護保険法第86条第2項各号
介護老人保健施設	介護保険法第94条第3項各号
介護療養型医療施設	改正前の介護保険法第107条第3項各号 （旧介護保険法）

※ 欠格条項については、上記介護保険法の条文の他、厚生労働省からのQ&A（「介護保険最新情報」Vol. 6及び73）等もご確認ください。

（４） 指定後の人員・設備基準等の運営について

指定事業者は市条例で定める人員・設備・運営基準に従い、サービス提供しなければなりません。基準等を十分に理解した上で、申請を行ってください。

厚生労働省が定める基準につきましては、【厚生労働省法令等データベースサービス】でご確認ください。

サービス種類	基準条例等
居宅サービス	■川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
介護予防サービス	■川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
地域密着型サービス	■川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
地域密着型介護予防サービス	■川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
居宅介護支援	■川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ■川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ■川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
介護老人保健施設	■川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
介護療養型医療施設	■川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
介護予防・日常生活支援総合事業	■川口市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

【川口市独自基準一覧】

① 居宅サービス（介護予防）の事業の一般原則

対象サービス	居宅サービス、介護予防サービス
サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。	

② 非常災害対策

対象サービス	(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。	

③ 記録の整備

対象サービス	全サービス
利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	

④ 設備に関する基準

対象サービス	(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設生活介護、複合型サービス
居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所が2階以上の階にある場合は、エレベーターを1以上設けるものとする。	

⑤ 設備に関する基準

対象サービス	地域密着型老人福祉施設、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム
1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることが出来る。	

⑥ 設備に関する基準

対象サービス	(介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設生活介護
非常通報装置又はこれに変わる設備を設けること。	

⑦ 設備に関する基準

対象サービス	通所介護
<p>前項の規定による届出をした者(次項において「宿泊サービス事業者」という。)は、当該届出に係る事項に変更があったときは、当該変更があった日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>宿泊サービス事業者は、第4項に規定する指定通所介護以外のサービスの提供を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の前に、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>第3条の規定は、第3項ただし書の場合において、指定通所介護事業者(当該指定通所介護事業者に係る指定を市長が行ったものに限る。)が利用者に対して第1項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときについて準用する。この場合において、同条第2項中「指定居宅サービスの事業を運営する」とあるのは「利用者に対して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する」と読み替えるものとする。</p> <p>前項のサービスを提供する指定通所介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。</p>	

(5) 他法令の手続きについて

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請前に調整を行うことが望ましいものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものもあります。それぞれの所管する行政機関にご確認ください。

上記の手続が終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や、指定を受けても営業できない場合があります。

例1 福祉関連法令の適用を受けるもの

老人福祉法（有料老人ホーム等）、生活保護法等

例2 他法規制の可能性があるもの

都市計画法、農地法、建築基準法、消防法等

例3 事業者として当然に守るべき法規制など

就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続き等

3 介護サービス事業者の指定の流れ

川口市では、サービスの質と適正な運営の確保をし、よりよりサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するため、公募を行っております。公募の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

【公募対象事業】

(介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス（地域密着型通所介護を除く）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等

※ 但し、地域密着型サービス（地域密着型通所介護を除く）につきましては、事前協議にて、公募期間外に選定する場合もございます。

(1) 準備

①指定の要件（基準）の確認

指定事業者になるためには、川口市・厚生労働省令で定める人員・設備及び運営に関する基準を満たさなければなりません。

②事前相談

事前相談は、必ず電話にて予約してください。（図面等の確認、人員基準の確認等）

※ 都市計画法、建築基準法等の他法令の協議が必要な場合は、それぞれの所管する行政機関と事前に協議等を進めておいてください。

③申請書類の作成

申請書類の様式は、川口市のホームページに掲載されております。

(2) 申請（管理者等が必ず持参してください。）

指定日の前々月の末日（締切日が閉庁日の場合は、締切前の開庁日）

（例 6月1日指定の場合、4月末日が申請の締切り）

※ 申請書は必ずしも1回で受理できるとは限りません。修正や追加で書類を提出していただかなければならないことがありますので、余裕を持って申請を行ってください。

※ 提出部数は1部（正本）とし、控えが必要な場合には1部（副本）を持参してください。

※ 管理者等の本人確認を行います。(運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。)

対象 管理者 (全サービス)

(3) 審査

審査は、事業所ごと、サービスごとに行います。

基準に適合しているか否か、現場確認を行う場合もあります。

※ 修正や追加書類の提出の遅れ、書類の内容などの事案によっては、指定ができない場合や、希望する月に指定とならない場合があります。

(4) 指定

指定は原則1日付で行います。

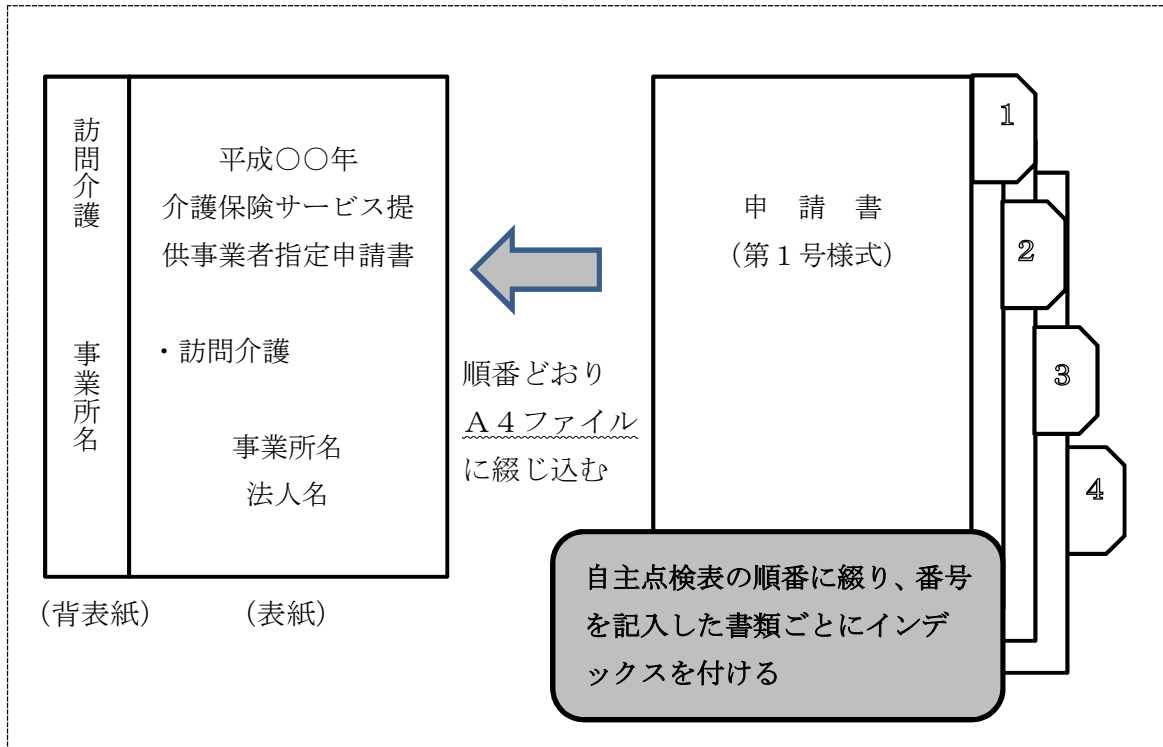
申請書類の提出締切日までに受理した書類について審査し、審査が終了したものを指定します。

指定日までに指定通知書を交付 (郵送)

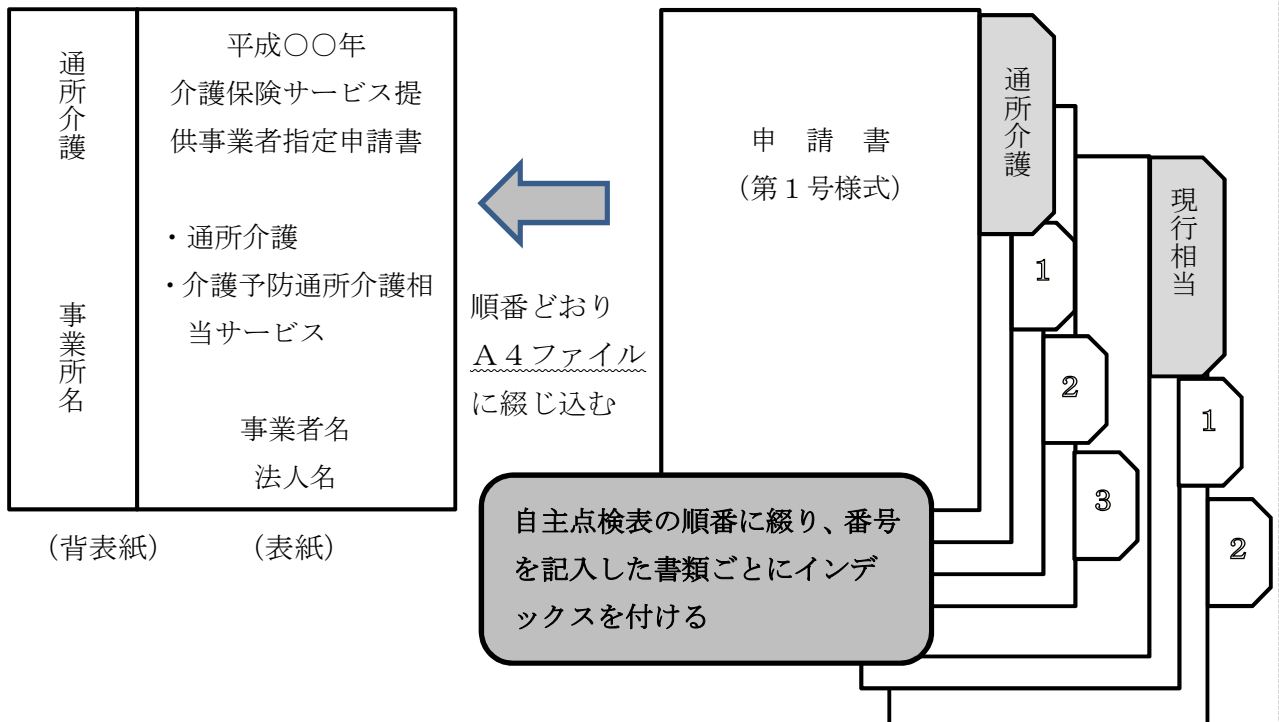
(5) 公示

指定事業者、事業所名、所在地、サービスの種類等を川口市役所前の掲示板に掲示します。

提出書類の綴り方



通所介護・地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス（現行相当）・通所型基準緩和サービス（基準緩和）、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス（現行相当）・訪問型基準緩和サービス（基準緩和）については、1つのファイルにインデックス等で分けて綴じ込んでください。



4 介護給付費の請求について

介護給付費の請求は、市町村からその審査・支払に関する事務の委託を受けた埼玉県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うこととなります。指定後県国保連との手続きが必要となります。

※ 埼玉県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。

5 指定後の変更等に係る届出について

(1) 変更届

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令等で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に所定の「変更届出書」にて、川口市に届出を行う必要があります。

各サービスの変更届出が必要な事項、添付書類等は、川口市ホームページを参照してください。

※ 定員、区画（図面・面積）、移転等の場合には、現地確認を行う場合もありますので、事前相談をお願い致します。

※ 提出部数は1部（正本）とし、控えが必要な場合には1部（副本）と返信用封筒（切手を添付）をご用意ください。

※ 管理者等の変更につきましては、本人確認をさせていただく必要があるため、新しく就任する管理者等が必ず持参してください。（運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。）

(2) 休止・再開・廃止届

ア. 休止

事業所の営業を休止する場合は、事前（1ヶ月前まで）の届出が必要です。必ず、事前に川口市介護保険課にご相談の上、届出書を提出してください。

イ. 再開

休止していた事業所を再開する場合は、再開後10日以内の届出が必要です。必ず、事前（再開の1ヶ月前）に川口市介護保険課にご相談の上、届出書を提出してください。休止事由等により提出書類が異なることがあります。

休止前と変更がある場合は、別途変更届出が必要となりますので再開の届出と合わせて提出ください。

ウ. 廃止

事業所を廃止する場合は、事前（1月前まで）の届出が必要です。
必ず、事前に川口市介護保険課にご相談の上、届出書を提出してください。

エ. 提出書類一覧

詳細は川口市のホームページをご覧ください。

※ また、事業の廃止又は休止の届出をしたときは、利用者保護を最優先とし、適切な引継等の手続きをしてください。

具体的には、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜上の提供（他事業所の紹介、介護支援専門員との連絡調整等）を行ってください。

(3) 加算届

介護給付費算定（介護予防・日常生活支援総合事業算定）に係る体制等に関する届出の内容を変更する場合には、事前に届出が必要です。

加算届出を提出する場合は、サービスによって提出期限が異なります。

加算を算定するにあたって「介護給付費算定（介護予防・日常生活支援総合事業算定）に係る体制等届出書」、「介護給付費算定（介護予防・日常生活支援総合事業算定）に係る体制等状況一覧表」及び必要な書類を揃えて、算定を開始したい月に間に合うよう提出してください。

※ 添付書類等は、川口市のホームページに掲載されております。

届出内容	提出期日
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、第1号訪問事業、第1号通所事業	毎月15日以前に届け出た場合には翌月から、16日以降に届け出た場合には翌々月から算定 （15日が閉庁日の場合は、締切前の開庁日）
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設	届出が受理された日が属する翌月 (届出が受理された日が月の初日である場合は当該月) から算定
--	---

※ 加算の要件を満たさなくなった場合

事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった(該当しなくなることが明らかになった)時には、速やかに届け出ることが必要になります。加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことができません。

6 指定の辞退について

(1) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護療養型医療施設

指定を辞退する場合は、指定を辞退する日の1ヶ月前までに、所定の「指定辞退届出書」により届出をしてください。

(2) みなし指定の辞退

ア. 健康保険法に基づく保健医療機関及び保険薬局については、介護保険法の規定による「別段の申し出(※)」や健康保険法の指定取消処分を受けていない場合を除き、下記の介護サービスに関し、介護保険の指定事業者とみなされません。

介護保険で、その介護サービスを行う意思がない場合は、所定の「指定を不要とする旨の申出書」により届出を行ってください。

みなし指定される施設	みなし指定される介護保険サービスの種類
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 通所リハビリテーション ・(介護予防) 短期入所療養介護
保険医療機関(歯科を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 居宅療養管理指導 ・(介護予防) 通所リハビリテーション
保険医療機関(歯科)・保険薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 居宅療養管理指導

注1: 上記届出の提出後、再度介護保険サービスの指定を受ける場合には、改めて申請が必要となります。

注2： 事業を開始し、既に介護報酬の請求を行っているにもかかわらず、誤って指定不要と申し出てしまわないよう御注意ください。

イ. 生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定を受けたサービスは、生活保護法等による指定を受けたものとみなされます。

これまで、生活保護を受給している方に対して介護保険の介護サービスを提供するためには、生活保護の指定介護機関の申請を行う必要がありましたが、平成26年7月1日以降に、新たに介護保険法の指定を受けるサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）については、すでに指定がされているものとし、別途申請を行う必要がなくなりました。

ただし、「別段の申出」をすることにより、指定を受けないことができます。

※ 手続き等については、川口市福祉部生活福祉1課にご相談ください。

7 指定の更新について

平成18年4月1日の介護保険法の改正により新たに介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました。【指定（許可）から6年ごと】

このことにより、指定（許可）の有効期間満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があります。当該更新を受けない場合は、事業所・施設の指定（許可）の効力を失うこととなり、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなります。

(1) 指定更新手続きについて

1年以内に更新を迎える事業所・施設の指定（許可）の有効期間満了日を川口市のホームページ（年2回更新）に掲載いたしますのでご確認し、更新の手続きを進めてください。

（個別に更新時期等のご案内は致しませんので、ご注意ください。）

更新の申請手続きについては、更新日の前々月末日までに行ってください。

（例） 満了日 9月30日（更新日 10月1日）

→ 提出期限 8月31日まで

（締切日が閉庁日の場合は、締切前の開庁日）

※ 申請書類の様式は、川口市のホームページに掲載されております。

(2) 指定更新に併せての変更届の取扱いについて

更新を受ける際に、提出を要する変更届の提出がなされていない場合は、変更届の書類が確認できるまで更新ができませんので御注意ください。

(3) 休止中の事業所・施設の取扱いについて

休止中のままの事業所・施設については、指定更新を受けることはできず、当該満了日の経過により指定の効力を失うこととなりますので、御注意ください。

8 指定後の市からの連絡等について

事業所を運営していくうえで必要な国、埼玉県及び市からの情報提供につきましては、川口市のホームページに掲載いたしますので、日ごろより確認をするようお願い致します。

また、事業所への連絡につきましては、メールにて行いますので、必ず申請時にメールアドレスの記入をお願い致します。管理者の変更等によりアドレスが変更される場合には、必ず変更を申し出てください。

9 用語の定義等について

(1) 「常勤」について

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします（みなし常勤）。

例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

- ・ 雇用形態（正規雇用・非正規雇用）の概念とは異なります。
- ・ 例えば、法人では正規雇用であっても、同一敷地外で2か所勤務した場合には、兼務できないので、非常勤になります。

また、例えば、同一建物内の同一法人が経営する介護保険施設と併設する通所介護の場合は、それぞれ別事業所になります。このため、両方に勤務する看護職員については、正職員であっても、両方の事業所の従業者としては、常勤の職員が勤務すべき時間に達しないため、非常勤となります。

(2) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」について

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。

この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。

ただし、通称系サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りります。

(3) 常勤換算方法について

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間で32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法です。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する時間として勤務表上明確に位置づけられている勤務時間の合計です。

例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護職員等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなります。

(4) 管理者の兼務について

管理者については、原則「常勤専従」での配置が必要となりますが国が定める指定基準（人員に関する基準）の基準解釈通知により、管理業務に支障がないときは、

- ① 当該事業所の他の職務に従事する場合
 - ② 同一敷地内の他の事業所、施設等に従事する場合
- において兼務することができるものとしております。

川口市では、管理業務上に支障が生じない場合について、以下のとおりと致しますので、指定を受けようとする場合等において十分にご留意ください。

○ 兼務の基本的事項

ここにいう兼務とは、2つ以上の職務を行っている場合に、その勤務時間を分割することなく、勤務時間を通じて各々の職務を並行して行うことをいいます。

(例) 居宅介護支援事業所において管理者と介護支援専門員を兼務する場合

- ・ 常勤管理者として週40時間の勤務
- ・ 常勤介護支援専門員として週40時間の勤務

上記2つの勤務が同時に成立する場合の取扱いとします。

○ 兼務の基本的方針

(1) 同事業所内での兼務の例

居宅サービス事業所等の種別	兼務可能な職務の例
訪問介護、第1号訪問事業	管理者とサービス提供責任者 (常勤の訪問介護員等)
訪問看護(介護予防含む)	管理者と訪問看護員
通所介護、地域密着型通所介護、第1号通所事業	管理者と生活相談員
短期入所生活介護(介護予防含む) ※単独設置の場合	管理者と生活相談員
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)、地域密着特定施設入居者生活介護	管理者と生活相談員
福祉用具貸与(介護予防含む)	管理者と専門相談員
特定福祉用具販売(介護予防含む)	管理者と専門相談員
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	両事業所の管理者及び専門相談員
居宅介護支援事業所	管理者と介護支援専門員
介護老人保健施設	管理者と医師
介護療養型医療施設	管理者と医師
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	管理者とオペレーター、計画作成責任者及び訪問介護員
夜間対応型訪問介護	管理者とオペレーター、面接相談員及び訪問介護員
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	管理者と生活相談員

※ 介護職員、看護職員や機能訓練指導員等の直接処遇職員との兼務について

指定基準や介護報酬に係る加算要件で、直接処遇職員がサービス提供時間中専従となっている場合や、基準の員数しか配置していない場合(勤務時間の規定がないものを除く)、当該直接処遇職員と管理者との兼務は管理上支障があると考えられるため認められません。

(2) 他事業所との兼務

管理者同士の兼務のみ認める

(両事業所が同一敷地内にあるなどの地理的要件を満たした場合のみ)

(例)

訪問介護事業所の管理者と通所介護事業所の管理者の兼務・・・認められる

訪問介護事業所の管理者と通所介護事業所の介護職員の兼務・・・認められない

※ (1) 及び (2) の両方を兼務することは認められません。

ただし、下記の2件につきましては、例外的に認められています。

ア. 福祉用具貸与(予防)及び特定福祉用具販売(予防)の管理者及び専門相談員の兼務については、その職務が類似している点が多いことから、認められています。

イ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護の各管理者と従業者の兼務については、利用者のニーズに適宜適所に対応するために、1つの拠点において人材を有効活用し、複数のメニューを提供することを可能としたことから、一体的に運営されている場合は認められています。

10 問い合わせ先一覧

担 当	業務内容	問合せ先（直通）
介護保険課 事業者係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者指定関係届出（変更、休止、再開、廃止を含む） ・事業者の公募（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス等） ・施設整備等の補助金 ・有料老人ホームの届出 ・老人福祉法の届出 ・事故報告 	048-259-7293
介護保険課 給付係	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出 ・負担割合証発行 ・負担限度額認定証発行 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証発行 ・高額介護（介護予防）サービス費等支給 ・居宅サービス等利用者負担額補助金支給 ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給 ・居宅介護（介護予防）住宅改修費支給 ・院内介助 ・軽度者に対する福祉用貸与（例外給付） ・同居家族がいる場合の生活援助 ・過誤申立 ・介護給付に関すること 	048-259-7296
介護保険課 認定係	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請 ・訪問調査 ・要介護認定関係資料提供 ・認定審査会 	048-259-7294
介護保険課 保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の賦課・徴収 ・住所地特例 	048-259-7295
長寿支援課 支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待関係 	048-259-7652
福祉監査課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指導・監査 	048-271-9421